

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年5月18日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

香川県選挙管理委員会規則第1号

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規則

公職選挙事務取扱規程（平成12年香川県選挙管理委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第4章 投票（第12条—第23条の2）</p> <p>（不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示）</p> <p>第23条 略</p> <p>（衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙における郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒を発送する日）</p> <p><u>第23条の2 在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第23条第3号の選挙管理委員会が定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。</u></p> <p>（1）衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙（法第33条の2第2項に規定する統一対象再選挙をいう。以下同じ。）又は補欠選挙が同項の規定により行われる場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日</p> <p>ア 9月16日から翌年の3月15日までに当該選挙を行うべき事由が生じた場合 当該期間の直後の3月16日</p> <p>イ 3月16日からその年の9月15日までに当該選挙を行うべき事由が生じた場合 当該期間の直後の9月16日</p> <p>（2）衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙が法第33条の2第3項又は第4項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を県委員会が告示した日又は在任期間を異にする参議院議員の任期満了の日前60日に当たる日のいずれか遅い日</p> <p>（3）衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙が法第33条の2第1項の規定により行われる場合又は参議院議員の統一対象再選挙若しくは補欠選挙が同条第5項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が</p>	<p>目次</p> <p>第4章 投票（第12条—第23条）</p> <p>（不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示）</p> <p>第23条 略</p>

生じた旨を県委員会が告示した日

2 法第33条の2第7項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第1号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第2項に規定する事由のうちいづれか遅い方の事由」と、同項第2号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第3項又は第4項に規定する事由のうちいづれか遅い方の事由」と、同項第3号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第1項又は第5項に規定する事由のうちいづれか遅い方の事由」とする。

第5章 開票

(開票管理者等の選任告示)

第24条 略

第34号様式 (第27条関係)

略

付表1 略

付表2

投票計算書 (その1) (衆議院議員又は参議院議員の選挙以外の選挙の場合)

略

第5章 開票

(開票管理者等の選任告示)

第24条 略

第34号様式 (第27条関係)

略

付表1 略

付表2

投票計算書 (その1) (衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙の場合)

区分 性別		選挙当日の 有権者数	うち		投票率	投票総数	うち		無効投票率	仮投票にして受理と 決定したもの	票
男	人	投票者数	棄権者数	票			票	票			
女											
計											

備考 投票者数と投票総数とが一致しない理由

注 投票率及び無効投票率は、小数点第3位を4捨5入して第2位まで算出すること。

投票計算書（その1）（衆議院議員又は参議院議員の選挙の場合）

略

投票計算書（その1）（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の場合）

区分 性別	選挙 当日の 有権者数	うち		投票率 %	投票 総数 票	うち		無効投票率 %	仮投票として受理と 決定したもの 票
		投票者数	棄権者数			有効投票数 票	無効投票数 票		
男	人 ()	人 ()	人 ()	% ()					
女	人 ()	人 ()	人 ()	% ()					
計	人 ()	人 ()	人 ()	% ()					

備考 投票者数と投票総数とが一致しない理由

注1 投票率及び無効投票率は、小数点第3位を4捨5入して第2位まで算出すること。

2 在外投票については（ ）内に内数で記入すること。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。